

東近江市大中の湖地区新田排水機場管理条例及び東近江市大中の湖地区基幹水利施設管理事務分担金徴収条例を廃止する条例の制定について

東近江市大中の湖地区新田排水機場管理条例及び東近江市大中の湖地区基幹水利施設管理事務分担金徴収条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年11月27日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市大中の湖地区新田排水機場管理条例及び東近江市大中の湖地区基幹水利施設管理事務分担金徴収条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 東近江市大中の湖地区新田排水機場管理条例（令和 2 年東近江市条例第35号）
- (2) 東近江市大中の湖地区基幹水利施設管理事務分担金徴収条例（令和 2 年東近江市条例第36号）

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

令和８年４月１日から大中の湖地区基幹水利施設管理事業の事務を近江八幡市に委託することに伴い、関係する本市条例を廃止したく、本議案を提出するものである。